

平成30年度  
第1回  
社会福祉法人専門家会議  
会議録

平成30年7月27日  
東京都福祉保健局

(午後 10時02分 開会)

○渋谷指導調整課長 それでは、平成30年度第1回の社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、本年3月1日付で新たな任期になってから初めての会議ですので、しばらくの間の進行を、福祉保健局指導監査部指導調整課長の渋谷が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員名簿の順に、委員を御紹介申し上げますので、一言ずつ御挨拶をいただければと存じます。

まず、お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授の平岡公一委員でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○平岡委員 平岡でございます。

大学の組織では社会学の講座に属しておりますが、研究の専門としては、社会福祉政策論・計画論ということになっております。前期に引き続き務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 続いて、武川先生ですが、後ほどお見えになると思います。

続きまして、香川法律事務所弁護士、香川美里委員でございます。

○香川委員 弁護士の香川でございます。よろしくお願いいたします。

私は、東京弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員のほか、日本弁護士連合会では法律サービス展開本部自治体等連携センター委員・福祉部会の副部長をしております。また、都市型公設事務所に在籍していたこともあり、このような会に呼ばれているのだと思っております。よろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 続きまして、今回から新たに委員に御就任いただきました、明神監査法人公認会計士の馬場充委員でございます。

○馬場委員 皆さん、はじめまして。本日から参加させていただくことになりました馬場です。

日本公認会計士協会の非営利法人委員会非営利業務支援専門部会の社会福祉法人分科会長をしております。23年ほど前から社会福祉法人の会計に関わって、古くは経理規程準則、旧会計基準、そして新会計基準と、会計ルールの変遷等も現場で見参りました。今後ともよろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 続きまして、社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長の川井誉久委員でございますが、本日は御欠席との連絡をいただいております。

続きまして、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の社会福祉法人経営者協議会副会長で、社会福祉法人マザアス理事長の高原敏夫委員でございます。よろしくお願いいたします。

○高原委員 高原でございます。

我々の仕事は、主に高齢者に特化して、事業を展開しております。経営者協議会から推薦されております。よろしくお願ひいたします。

○渋谷指導調整課長 続きまして、オブザーバーとして、区及び市の所轄庁から御出席いただいております。まずは、世田谷区保健福祉部調整・指導課長の加賀谷課長でございます。

○加賀谷世田谷区保健福祉部調整・指導課長 世田谷区の加賀谷でございます。

世田谷区は、昨年度から引き続きオブザーバーとして出席をさせていただいております。私自身は、この4月に着任いたしまして、知識があまり蓄積されていない状況ですが、会議を通して勉強していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渋谷指導調整課長 続きまして、八王子市福祉部指導監査課長の久間課長でございます。

○久間八王子市福祉部指導監査課長 久間でございます。

私も、この4月に着任したばかりで、不慣れな部分が多々ありますので、勉強して帰りたいと思ひています。幸い、昨年度まで保育を長くやっていたため、保育関係の法人とは顔つなぎができていますので、そういった面では良かったと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渋谷指導調整課長 最後に、東京都福祉保健局指導監査部長の村田由佳委員でございます。村田委員には御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○村田委員 指導監査部長の村田でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、当専門家会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年の改正社会福祉法の施行から2年余り、また、平成29年の全面施行から1年余りが経過いたしました。一般的に、介護や障害の分野であれば、3年おきに法改正や報酬改定がある中であって、社会福祉法人の制度が変わったのは、実に平成12年以来でございます。また、内容も多岐に渡るものでございました。

都としましては、今回の制度改革に当たり、経営組織のガバナンスの強化や業務運営の透明性の向上など、改正の趣旨を踏まえて、法人が適切に運営されるように、平成27年度以降、法人や所轄庁である区市の支援をさせていただいたところでございます。その支援の方向性や内容につきましては、本専門家会議から様々な御意見をいただき、ここまで取り組んできたところでございます。

本日の会議では、新制度への法人の対応状況を御報告させていただくとともに、それを踏まえて、法人や所轄庁が今後取り組むべき方向性、また、都として取り組むべき方向性に関しまして、御検討いただければと考えております。委員の方々それぞれの御専門のお立場から御意見を頂戴いたしますよう、よろしくお願ひいたします。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

それでは、ここで委員長を選出をお願いしたいと存じます。

社会福祉法人専門家会議設置要綱の第4条第1号により、委員長は委員による互選によるものとすると言われております。委員の皆様方、適任と考えられる委員がおられましたら、御推薦いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○高原委員 平岡委員に委員長をお願いしたいと思います。平岡委員は、本会の発足当初から委員をやっておられ、前期も委員長でいらっしゃいました。適任かと思っておりますので、推薦したいと思います。

○渋谷指導調整課長 皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

それでは、平岡委員が委員長に御就任されます。

この後は、平岡委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それぞれの分野で長い経験と幅広い知識をお持ちの委員の皆様の中で、委員長に選出していただきまして、大変恐縮に存じております。今までの経験もごございますけれども、また新しい課題に取り組む時期にも来ているということかと存じます。皆様の御指導、御協力をいただき、円滑に議事が進み、審議が滞りなく行われるよう努めて参りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思っております。

最初に、事務局から、配付資料の説明と確認をお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 本日お配りしております資料は、上から順に、次第、委員名簿、設置要綱を置いてございます。

続きまして、資料1が「地域における公益的な取組」の実施状況、資料2が経営組織のガバナンス強化に関する状況、資料3が指導監査結果による新制度への対応状況、それから、資料4-1から4-3までホチキスどめになっておりますが、4-1は社会福祉法人の現状を踏まえた法人及び所轄庁の今後の取組の方向性というタイトルになってございます。

それから、参考資料1が社会福祉法人制度改革の主な内容、参考資料2が会計監査人監査のイメージ、参考資料3が社会福祉法人経営力強化事業の実績一覧、参考資料4が、東社協に昨年度作りました社会福祉法人の経営力強化のホームページの写しでございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

○平岡委員長 資料については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○平岡委員長 それでは、予定されていた議事に入る前に、設置要綱に基づいて、副委員長の指名を行います。設置要綱第4条第3号によりまして、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職を代行すると規定されております。

そこで、武川委員に副委員長をお願いしたいと思います。まだ武川委員が御到着ではありませんが、もし、こちらに来られて、御了解いただければということで、御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○平岡委員長 ありがとうございます。武川委員がこちらに到着されたら、その旨を伝えて、副委員長をお願いしたいと存じます。

もう一件、議事に入ります前に、御了承いただきたいことがございます。本会議並びに会議に係る資料及び議事録の取り扱いについてです。設置要綱第7条によると、原則として非公開となっております。しかし、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっております。これまでも社会福祉法人制度改革に関する施策についての議題の場合には、公開としておりましたので、本日の議題についても公開とさせていただきます。どうか御了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、次第2の報告事項に入ります。

会議資料に基づいて、事務局から説明を行っていただき、その後、委員の皆様から御意見などをお伺いしたいと思います。

それでは、報告事項についての資料の説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 それでは、報告事項に入らせていただきます。

資料の説明に入ります前に、参考資料を御覧いただきながら、これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

村田委員の最初の御挨拶にもありましたとおり、今回の社会福祉法人制度改革は、大変大きな改革でございました。参考資料1に、厚生労働省の資料から制度改革の概要の資料を御用意しております。平成29年4月に全面施行となり、1の経営組織のガバナンスの強化として評議員会の設置義務化と議決機関化、それから、この後も御説明いたしますが、一定規模以上の法人への会計監査人の導入について、新たに規定されました。また、2の事業運営の透明性の向上として、法人が公表しなければならない書類の増加等が行われています。3の財務規律の強化として、社会福祉充実残額を計算して、残額がある場合には、社会福祉事業等に再投下する社会福祉充実計画の作成も義務付けられております。また、4で「地域における公益的な取組」の実施が規定されたほか、5では、行政の関与の在り方についても、財務諸表等の収集分析を行い公開するなど定められております。

参考資料2は、後ほど、会計監査人について詳しくお話しますので、参考につけております。

参考資料3は、こうした法改正の動きに対応して都が実施した取組の実績を整理した

ものです。都として、制度改革に社会福祉法人が適切に対応していけるように、専門家会議の委員の皆様の御意見もいただき、法人や所轄庁である区市の話もお伺いして、社会福祉法人経営力強化事業として、様々な支援をして参りました。平成28年度は、主に新制度の理解を深めていただく説明会や、新しく位置付けられた評議員の方に評議員の役割を説明する説明会、また、監事の役割も重要になって参りますので、監事の方向けの説明会などを行って参りました。

平成29年度は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会と連携して、社会福祉法人にとって有益な情報をワンストップで見えていただけるホームページを作成したほか、専門家を御紹介する仕組みを構築しました。また、小規模法人向けの研修も実施したところです。

平成30年度は、平成29年度の専門家会議での御意見を伺いながら、全法人向けの支援ではなく、所轄庁の支援を通じた形で法人の支援をしていくという形にシフトチェンジをしたところです。

続きまして、資料1、2、3を用いまして、現在の都内の社会福祉法人の状況について、御説明させていただきます。

資料1は、「地域における公益的な取組」の実施状況です。こちらは、平成28年度の現況報告書の提出状況から都内の法人の状況を整理したものです。この時点では、「地域における公益的な取組」を平成28年度に実施したかという問いに対し、「有」と答えた法人の割合は23.1%でした。ただ、取組を実施しているのに現況報告書に記載していない例も多くあると伺っております。昨年度の段階では、正確な把握ができていなかったおそれがあると、認識しているところです。

資料1の裏面は、実際の取組例を整理したものです。こちらの取組例は、先ほど申し上げた経営力強化のホームページに掲載しています。

続きまして、資料2に移らせていただきます。経営組織のガバナンスの強化に関する状況として、関係監査人の設置状況と、会計監査人設置法人へのヒアリングの内容などを御説明させていただきます。

1-1は、平成29年の10月の段階での会計監査人の設置状況についての資料です。平成29年度時点で設置義務があるのは、サービス活動収益が30億円を超える法人で、都内で56法人ございます。もちろん、これらの法人は、会計監査人を設置しております。そのほかに、任意で設置している法人が4法人ありました。昨年度中に、60法人が会計監査人を設置したところです。

裏面の1-2は、サービス活動収益別の法人数の資料です。平成28年度の決算で都が財務分析を実施できた法人が対象のため、法人全体の合計数は合わないところもございますが、割合で見させていただきますと、サービス活動収益30億円以上の法人は、都内全体の5%ほどございます。なお、平成31年度以降はサービス活動収益20億円超、平成33年度以降は10億円超と、設置義務のある法人の範囲の拡大が予定されており

ます。このまま予定どおり進みますと、平成31年度以降は約9%、平成33年度以降は約20%の法人で、会計監査人が設置されることとなります。

続きまして、1-3は、平成29年度に会計監査人を設置した法人のうち6法人に、苦勞した点やメリットなどをヒアリングさせていただいた結果を、まとめたものです。ヒアリングを行った対象は、設置義務のあるサービス活動収益30億超の法人を4法人、任意で設置した25億円程度の法人1法人、10億円程度の法人1法人です。

(2)の候補者の選定・選任時の状況については、検討開始の時期につき、設置義務となることが確定してから開始したという法人から、義務化が確定するよりもだいぶ前から開始したという法人もありました。候補者については、見つからないということではなかったと聞いておりますが、事前に選定基準を作成しておくことが大事という話もありました。また、その他の欄にありますように、会計監査人の選任前から、最新の会計ソフトの導入の有無や内部管理の状態を確認されたという話もありました。選定に当たって、社会福祉法人との仕事の経験の豊富さなど、選定基準を工夫したという声もお聞きしました。

(3)は、予備調査及び監査時についてです。法人の規模や拠点の数によって、実査（往査）の日数は幅がありますが、実査（往査）の当日だけでなく、資料の提出や質疑など、法人と会計監査人との間のメールでのやりとりは、かなり必要になるようです。

続いて、法人が受けた主な指摘事項、アドバイスについて、監査法人から、かなり具体的に意見をいただいています。例えば、内部統制に関する業務の流れは文書化しておくこと、補助金の計上の漏れが起きないようにチェック体制を整えること、規定の内容が業務の実態に即していない場合に、規程を変えるか、業務を規程どおり行うか、いずれかの対応をすることといったような、様々な具体的な御指摘をいただいているようです。

このページの最後は、法人が対応で苦勞した点について、まとめたものです。証憑書類などを拠点ごとに管理している場合、本部での実査（往査）の際に集めるのに苦勞した、固定資産の証拠書類がかなり古いものなので探すのに苦勞した、会計監査人の担当者が固定していないと、その都度の説明が必要なことがあって苦勞したというような声がありました。

続きまして、次のページに移ります。法人が対応で工夫した点については、何事も早い段階から準備して計画的に進めた、監事を立ち会わせて会計監査人と連携し役割分担が図れたなどの声がありました。どの法人も工夫をして取り組んだようです。

(4)は、これらのまとめですが、一つ目では、法人側のメリットとして、6点整理させていただいております。法人の本部からの指示だけでは改善困難な事項も、外部の専門家である会計監査人の監査で指摘されることで改善を進めやすくなったこと、会計監査人の報告会に各拠点、各施設の責任者を同席させて、その場で改善の必要性の理解ができたこと、改善の理由や内容を具体的に説明してもらえたので、職員の改善意欲が

高まったこと、指摘を受けたことで、もともと改善が必要だと思っていたことの改善のきっかけになったこと、改善の指示だけでなく、具体的な改善策のアイデアをもらえたので、取り組みが進んだこと、監査を受けることで法人の学習の機会にもなったことなどが挙げられました。会計監査人監査を受けた法人は、どこもメリットを強く感じているようでした。

二つ目は、今後会計監査人導入予定の社会福祉法人へのアドバイスをまとめたものです。会計の事務を専任で担当される方がいないと対応は難しいと思うという意見、日常的に職員の会計スキルを高めていくことが重要だという意見、会計監査人とのコミュニケーションをとることが重要だという意見、内部監査の体制を法人の中でも、各部門での相互チェックなどができるような体制を設け、チェックの結果は文書に残しておくことが重要だという意見、会計監査人に丸投げをせずに、法人としても事前に改善を進めること、そして、それを会計監査人に説明することが重要だという意見などがありました。そういう意味でも、日常業務の中であらかじめ改善を図っておくことが重要ということもお伺いしております。

また、都としても、これらを整理して、導入予定の法人に発信していかなくてはいけないと思っております。

続いては、データ編ですが、2の平成29年4月時点での理事の設置状況について、本来、理事を6名以上置かなければいけないところ、この時点での回答としては、5名までしか選任できていない法人が20法人ほどありました。

続きまして、3の評議員の状況について、経過措置を考慮しても、4名以上評議員を選任しなくてはいけないところ、3名以下となっている法人が6法人あったほか、本則が適用されるサービス活動収益が4億円以上の法人でも、7名以上選任できていない法人がございました。

続きまして、4の法人本部の職員の状況について、サービス活動収益規模と関連するのですが、本部職員の配置があると答える法人の割合が、サービス活動収益30億以上では77.4%あるところ、5億円未満となると24.1%まで減ってきます。あるいは、常勤職員の数も減ってくるという状況です。こうした状況から、今後も、特に小規模の法人では会計監査の対応、財務規律の強化に課題があると考えております。

続きまして、資料3は、都における指導監査の実施状況で、そこで文書指摘などの多かった事項を整理したものです。

1は、都における指導監査の実施状況です。大体、30から40%で推移しております。平成29年度からは、国の社会福祉法人指導監査の実施要項で、原則3年に1回の実施となっておりますが、達成できています。

続きまして、2-1は、都の指導監査における文書指摘のあった法人数ですが、改正法施行の初年度である29年度は85.6%と、かなり高い状況になっております。ただし、これは、次の2-2の文書指摘の内訳を御覧いただければ分かるかと思えます



が、一番多い指摘が役員等の選任の手続において欠格事由の確認ができていないことや議案の提出の状況の不備など、手続面での不備が多数を占めております。そういう意味では、文書指摘率が高かったことが問題というよりは、現場での指導監査の中で法人を指導し、改善を図っていくものだと考えておりますので、文書指摘をすることで改善ができるものが大半であると考えております。

3は、都と区市の指導監査実施状況を整理したものです。平成25年度に区市に権限移譲が行われましたが、それから着実に区市での検査の件数も増えて参りました。既に、区市による単独実施へ移行してきており、区市も3年に1回という法人監査の周期を確実に守れる状況になっております。

4は、新制度への対応の中で、特に重要と思う項目について、区市からも指摘の状況を教えていただいて整理したものです。また、それを活動収益別に整理したものです。網かけの部分が指摘率の高いところですが、役員を選任や会議の議決など、手続面での不備は、法人の規模にかかわらず、多い状況になっております。

法令に定める情報の公表や、経理規程の制定、契約の適正については、大規模の法人は比較的体制ができていて、小規模の法人に不備が多いと読み取っております。

5は、所轄庁としての区市が指導監査をしている中で、指導の内容や方法について悩んでいる事例を調査し、整理したものです。小規模法人への指導方法については、法人の体制も不十分な中で、どのように改善を指導したらいいのかというところで、これは所轄庁の共通の悩みと思っております。

続いて、指導監査ガイドラインというのは、国から示されている検査基準に当たるものですが、ガイドラインでは、違反が軽微と言える場合又は改善が見込まれる場合には、ガイドライン上の指摘事項に該当していても、口頭指摘とすることができるとされております。違反が軽微又は改善が見込まれるといった判断は、都としても事例を蓄積した上で、確立していかなければならないと思っております。

最後は、法改正の目的が達成できれば、法人の運営は適正になっていくものと思いますが、法人の経営状況が悪化している、あるいは、役員による法人の私物化の疑いがあるなど、問題を抱える法人もあります。そこへの指導方法も、所轄庁共通の悩みどころと思っております。

以上、制度改正に対応して参りました法人側と所轄庁側の状況を御説明させていただきました。委員の皆様のお持ちの情報等も含めて、御教示いただければと存じます。よろしく申し上げます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、委員の皆様から御質問がございましたら、お願いいたします。

○香川委員 1点よろしいでしょうか。

先ほどの資料3のうち2-2「都による社会福祉法人への文書指摘の内訳」の中で、

文書指摘することで改善が期待できるものが大半である。というお話がありましたが、法律家の観点からは、「理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない」ということは、文書指摘の問題というよりは、むしろ体制としての問題ではないかと思えます。「大半」と書いてありますので、中には問題があるものもあるという趣旨だとは思いますが、先ほど最後に御説明いただきました資料3のうち、5「区市の社会福祉法人指導監査の状況」の中の「法人の経営状況が悪化している等の問題を抱える法人の指導方法」の1番目の問題（役員等による法人の私物化の疑いが見られた事例）にもつながってくるころかと思えますので、十分御注意いただきたいと思っております。おそらく、この「大半」の中に、1番目の問題（役員等による法人の私物化の疑いが見られた事例）は含まれていないと思うのですが、質問と意見までさせていただきます。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

少し説明が足りなかった点もあるかと思いますが、今回の法改正で、手続が厳格に定められ、議案ごとに利害関係がある役員がいないかを確認しなければならなくなり、そういった点の理解不足など、このような法人に対しては、議案ごとに利害関係がないことを確認しなければならないということを、指導監査の現場で指導しています。

また、先生のおっしゃるとおり、体制の問題なのか、チェックをする気がなかったのか等もあわせて、確認や指導をして参りたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

今の御指摘に関連して、資料3の4の新制度対応重要項目に関する平成29年度文書指摘事項という部分を見ますと、約半数の法人で指摘されている事項が、評議員会、理事会の運営などにも見られるという結果も出ておりますが、分母の100%というのは、こちらの場合で95法人ということでしょうか。つまり、先ほどの2-2の表と同じ対象に関してのデータと同じということでしょうか。

○渋谷指導調整課長 2-2は都のデータで、4は都と区市を合わせたデータです。

○平岡委員長 失礼しました。こちらには区市が含まれているということですね。

○渋谷指導調整課長 はい。先生が最初におっしゃった4のデータは、区市からも情報をいただいていますので、分母は390法人です。

○平岡委員長 そうしますと、2-2では、手続面での不備が多数を占める、とまとめておられるのですが、4でも、やはり手続面での不備が多いという傾向は同じである。ただ、小規模法人、それは区市が所管している場合が多いということでしょうか、その場合は、会計面での不備及びインターネット公表の不備が多い、とまとめておられるわけですね。

○渋谷指導調整課長 はい。都にもサービス活動収益が4億円未満の法人はありますが、そういう法人も同じような傾向と思えます。

○平岡委員長 先ほど触れた評議員会の運営とか理事会の運営に関する指摘は、5割を超えているものもあるのですが、内容の分類がちょっと違うわけですが、2-2のような、やはり手続的な面での不備で、指摘すれば改善がかなり期待できるという内容でよろしいのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 はい。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○馬場委員 よろしいでしょうか。

まず、資料2の少し細かなところなのですが、資料2の1-3の(3)予備調査及び監査時というタイトルのところで、例えば4行目に法人において実施された実査の日数という、実査というワーディングが出てくるのですけれども、会計監査の世界では、往査と言います。実査というと、特別にそういった手続があり、現金を実際に数えるとか証書を実際に見るとか、別の手続になってしまうので、ワードとして、実査ではなくて、往査に変更していただきたいと思います。

○渋谷指導調整課長 失礼いたしました。資料を公開する時に、直させていただきます。

○馬場委員 そうですね。

○渋谷指導調整課長 意味合いとしては、会計監査人が法人に出向いて対応した日数には幅があるという情報を、他の法人に提供したかったというものです。

○馬場委員 もう1点質問がございまして、資料3の4の文書指摘事項のところの一番下の会計管理について、今、監査事項としては、この経理規定の制定と契約についての2点挙げているんですけれども、指導監査ガイドラインでは、今回、会計基準に準拠して会計処理がされているか、決算書が作成されているか、といった項目がかなり増えたと思います。会計基準の準拠についての文書指摘の状況は、お分かりになりますか。

○渋谷指導調整課長 資料をまとめるに当たって、大どころを整理したので、実際の監査の場面では、指摘もあります。ただ、これに対応した形での調査をかけていなかったもので、今すぐは数字を申し上げられるところがありません。

また、ガイドラインが今年度からまた変わりました。先生がおっしゃられた会計基準に準拠することなどは、平成30年度の改正で非常に詳しくなったところなので、本年度、都も区市も、監査の中で、より詳しく指導・指摘をしていけることになるかと思っております。

○馬場委員 そうですね。会計管理の指導監査ガイドラインによると、経理規程、あと契約管理、あと会計基準準拠、この3点が今、柱になっていると思うので、今後、こういったまとめをしていただくときに、この会計管理については、3項目で調査をしていただけとよいと思います。

○渋谷指導調整課長 法人の状況の把握の仕方として、その3点は押さえてはいけない項目だということですね。ありがとうございます。

○平岡委員長 今3点挙げられたことについて、経理規程を制定していない小規模法人が

かなり多いようなのですが、その場合でも、会計基準はかなりの法人が満たしているということでしょうか。

○竹中課長代理 日常的な会計処理ができていたとしても、そもそも経理規程に記載不足があるとか、経理規程が作られていないということはあります。基本は、会計基準等に基づいて、法人の経理規程を策定して、それに基づき実施するということですので、経理規程が無いということで指導していくということです。

○平岡委員長 ありがとうございます。

では、ただいまのご意見は、今後、参考にしていただいで検討していただければと思います。

○平岡委員長 それでは、質問、御意見も含めて、御発言いただければと思います。

では、報告事項については、よろしいでしょうか。

(はい)

○平岡委員長 それでは、3の議題に進みたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 資料4-1から順に御説明させていただきます。

資料4-1は、御説明してきた現状を踏まえて、法人、それから所轄庁の今後の取組の方向性を大まかにまとめたものです。

まず1番目として、社会福祉法人の本旨を実現した、よりよい運営に向けてということについて2点整理しています。一つ目が「地域における公益的な取組」などの地域貢献の取組の促進について、こうした取組を社会福祉法人が主体的に実施することが必要と考えております。それに向けての法人側の取組としまして、先ほど資料1でも御報告しましたが、新しく規定された「地域における公益的な取組」の平成29年度の報告の段階では、実施したという実績が低かったのですが、先ほども申し上げたように、何が「地域における公益的な取組」に該当するかという点の理解不足、解釈のばらつきなども原因であったと思いますし、実際には実施しているのに、実施していると答えなかった法人もあると伺っております。そういう意味では、法人の皆様も自分の取組がどういう内容か正確に把握していただいで、「地域における公益的な取組」に該当するということであれば、現況報告書に記載して主張していただくといいことも必要と考えております。

それから、所轄庁である都及び区市それぞれの取組として、法人がより分かりやすく理解できるように、資料1のような取組事例の周知を行いながら、現況報告書への記載を指導する、例えば、本当に取組をやっていないですかと事例を示しながら質問するような指導をしていくことも必要と考えております。

また、どうしても小規模な法人ですと、本来の社会福祉事業をやっていくのが精いっぱい、こうした取組はできない、どうしたらよいか分からないという声もありますので、こうした法人向けには、都として、地域ニーズの把握の仕方とか実施に至るまでの

過程などの具体的な情報を提供することも必要と考えております。

2点目は、自律的な経営の促進について、法人の取組の一つ目に、事務局体制の構築が必要であると記載してあるのは、設置法人へのヒアリングや関係者の皆様からお伺いしている話です。2点目にあるように、今後、対象が拡大されていき、サービス活動収益10億円超程度の法人になりますと、事務局の対応力に課題がある、差があると思っております。

所轄庁、特に都といたしまして、まず、円滑な会計監査人監査の実施に向けて支援をしていくことが必要だと考えておりました、先ほどのヒアリングの内容を再度整理した形で、今後、会計監査の導入予定の法人に対して、参考情報として提供していくことはもちろん、公認会計士協会の皆様との意見交換をしながら、都内の社会福祉法人の状況、事務局の状況、あるいは、収益の状況なども御説明して意見交換をしながら、より円滑に進んでいければと思っております。

また、このページの最後の文章にありますように、会計監査人の設置義務のない法人でも、本来の自律的な経営、財務規律の強化に取り組んでいかななくてはいけないと思っております。私どもの事業としては、公認会計士や税理士等の専門家の紹介の仕組みも御用意しておりますので、そうした仕組みも活用していただきながら、10億円以下という法人への支援も必要と考えております。

4-1の裏面について、2は、社会福祉法人が基準を遵守して適切な法人運営に向けて、法人の取組としては、収益の規模に関わらず、制度改正に対応して、基準を遵守して運営していくことが必要だと思っております。所轄庁である都及び区市は、それぞれの指導監査の場面で、法人に対して、新制度に対応するように指導を行う必要があります。法人への指導監査は、3年に1回は行わなければならないこととされたため、制度改正後の指導監査では、平成29年度から平成31年度までの3年間で一巡する中で、確実に法人の皆様にも理解をしていただき、対応できるように、改善の確認までしていかななくてはいけないと思っております。

それから、所轄庁（都・区市）による指導監督の標準化に向けてという点について、所轄庁の区市によって、所轄している法人数にも幅があります。人員体制にも幅があります。なかなかノウハウの蓄積や継承がしにくく、改善指導や判断を要する場面では多少ばらつきがあるのではないかと感じております。そういう意味では、都及び各区市において差がないように、指導監督の標準化が必要だと常々思っております。都としましては、これまで実施してきました研修に加えて、法人に提供いたします都の「地域における公益的な取組」の事例や会計監査人導入時の参考情報の提供、改善指導の場面で判断を悩むような事例の蓄積をして提供するなど、今後も所轄庁である区市への情報提供の充実を図ることが必要と思っております。

それを具体的に記載したのが、4-2で、来年度の方向性として整理したものです。

現時点で判明している課題などは、これまで実施してきた取組により対応可能である

うと私どもは考えております。平成31年度は、今年度行っている取組を着実に実施又は内容の充実を図っていく方向で考えております。平成30年度の取組は、経営力強化のホームページで法人向けの情報を出しております。特に参考事例の紹介として、「地域における公益的な取組」の事例を今年度から掲載を始めたところですが、今年度後半に情報収集したものも含め、来年度さらに内容の充実などを図っていけるようにしたいと思っております。

そのほか、確認ツールの提供などは継続させていただきます。

会計監査人設置モデル事業というのは、厚生労働省の国庫補助事業で、会計監査人設置法人の範囲を収益規模で20億円超、10億円超と拡大してよいかということの検証をするために行われているモデル事業です。平成29年度と平成30年度の2か年行っています。平成29年度は2法人参加させていただいており、平成30年度は3法人参加予定ですが、国に確認しましたところ、この事業は、平成30年度で終わりだと聞いております。

それから、裏面の、課題を抱える法人ということで、財務分析は続けていきまして、ここから見えてきた活動状況、先ほど資料1、2、3で出したグラフのような情報は、東京都のホームページでも公開しているところです。

所轄庁への支援のところでは、研修などの継続、それから、最後の指導監査ガイドラインに即した指導監査ツールの提供ということで、以前からも指導事項票などは共有しておりますが、指導監査ガイドラインの指摘事項に該当した事項につき口頭指摘とした判断事例などは、平成29年度と今年度に指導監査を実施する中で積み重ねた事例を、所轄庁である区市と共有して、充実を図って参りたいと思っております。

そして、本日、最後の御説明になります資料4-3ですが、平成32年度以降の取組の方向性として、全法人への指導監査が一巡する平成29年度から平成31年度までの状況、法人の対応状況の把握、現状の分析、法人や所轄庁からの要望や課題について、改めて平成31年度に整理し、これまで支援してきたことの総括を行って、平成32年度以降、これまでの支援の継続でいいのか、それとも、まだ何か不具合があって、新たな支援が必要かといったところを、来年度、改めてまたこの専門家会議も開きながら、それから、所轄庁との連絡会や社会福祉法人東京都社会福祉協議会の経営者協議会など、様々な場面を通じて把握して、改めて整理していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。特に当面の平成31年度の取組及び今後の方向性について、御意見等々いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を受けて、まず、資料の御説明の内容について、質問があれば御発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

○平岡委員長 それでは、質問と御意見と取りまぜても結構ですので、御発言を自由に

ただければと思います。お願いいたします。

○香川委員 では、1点よろしいでしょうか。

正確でなかったら大変申しわけないのですが、資料4-2の所轄庁への支援というところで、評議員の選任支援が今でも継続しなければならないということは、それなりに選任が困難な状況が続いているという趣旨なのかなとも思うのですが、今どういう現状なのかということをお教えいただければと思います。

○渋谷指導調整課長 参考資料にありますように、評議員の選任には経過措置がございまして、サービス活動収益4億円未満の法人は、3年間は4名で足りることとなっております。平成29年度から平成31年度までの3年間は4名でよいのですが、平成32年度からは、本則が適用され、理事より1名多い人数、多くの法人では7名に増やさなければいけません。その手続を平成31年度中に行う必要があるため、支援を続けていくというものです。資料で評議員が足りなかった法人には指導して、必要な人数を置いているのですが、この経過措置が終わる平成31年度に苦労される法人もあるかと思ひ、区市、そして地区の社協と連携しながら、紹介できる仕組みを、用意しているところです。先生の質問のように、今足りない、あるいは、今も困っていますということではありません。

○香川委員 自分自身の経験では、評議員については、なかなかやってくれる人がいなくて大変だと思います。費用をそれほど出せるわけでもなく、専門家を置けるのかということについて、大変悩んでいるという法人の話も聞きます。そういう意味では、7名の中にどういう専門家は入れて欲しいとか、こういう人でもよいとか、そのあたりについて指導いただきたい。ただただ人数が合えばよいということではないと思います。意見になります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○渋谷指導調整課長 また、あわせて区市及び法人にもお伝えをしていきたいと思ひます。大まかに言うと、評議員には、地域の福祉を分かっている人、第三者的に言える人の両方が入っていることだと思います。

制度改革に関する説明の一番初期の頃に、国が弁護士や公認会計士と例示したところ、7名選ぶのはかなり厳しくて、私どもも、法人から、評議員の選任ができないというような話はお伺いしました。その後の国の説明の資料で、地域の福祉ニーズを把握していらっしゃる方まで評議員の範囲が広がりましたが、先生がおっしゃるように、7名となる評議員の中には、様々な役割の方が選任されるよう、改めて周知していくようにしたいと思ひます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○高原委員 資料4-1の「地域における公益的な取組」の問題でございまして、資料1の実態を見ると、これは平成28年度だから仕方がないかなとは思ひますけれど

も、次年度になりますと、「有」の割合が伸びるのではないかなと思います。

ただ、その中で、解釈のばらつきや理解不足も原因という分析がなされていますけれども、多分、そういうこともあると思いますので、この辺は少しきめ細かく指導していただくと、もっと実績は増えるのだらうと思います。

それから、またこの問題に意欲的に取り組んでいる法人が、今、増えてきています。これは感覚的な問題ですけれども、法人の二層化が進んできているような感じがします。「地域における公益的な取組」に積極的に取り組んでいる法人とまあまあの法人と。そんなこともありますので、ぜひ、きめ細かく指導していただきたいと思います。というのは、この問題こそが社会福祉法人がこれから生き延びていく道の指標になるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○渋谷指導調整課長 それはおっしゃるとおりですし、こちらでも事例の紹介の仕方も含めて、法人にお伝えすべきことの充実は図って参りたいと思っております。

○高原委員 特に社会福祉法人東京都社会福祉協議会と連携しながら、社会福祉法人東京都社会福祉協議会には、もう少しPRしてもらいたいということで。

○渋谷指導調整課長 高原委員がおっしゃった、積極的に取り組んでいる法人の例を載せるページと、こういうことでもいいよという例を載せるページと、役割分担をしながら、ホームページの掲載の仕方も工夫して参りたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、多岐にわたる内容でもありますが、少しそれぞれのお立場からの御意見をお伺いしたいと思っております。今、高原委員と香川委員から御発言がありましたが、そのほかの委員の皆様で、会計監査人などをされている立場から、馬場委員に、もし何か御意見等があればお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○馬場委員 平成29年度の会計監査で複数の法人に関与しましたが、初年度の会計監査においては、平成29年度1年間の会計処理をチェックするだけでなく、過去の会計処理の積み重ねである貸借対照表、財産の状況について、本当に正しい数字なのかという、過去残高の検証みたいなことも行いました。そうしたところの間違いが多くあったのですが、その間違いは、別にお金を不適切なところに使っているとか、そういったことではないのですけれども、損益計算での間違いが多くありました。

社会福祉法人は、資金収支で管理をしているものですから、資金収支についてはかなり細かく、予算も立てるし、予算と対比した会計報告もするので、それほど不備は多くないと思うのですが、損益計算は、会計の手続としては固定資産の減価償却であるとか、あるいは、引当金の計上であるとか、そういったものが損益計算の軸になるのですけれども、それらが間違っていて、その結果、費用が上がっていない、費用の計上不足があるということを多く見まして、今年1年間で過去に遡って修正を行いました。

この損益計算は、なかなか会計に馴染んでいないと、ピンと来ないものかと思うのですが、損益計算で費用の計上漏れがあるということで、どこにインパクトが出てくるか



というと、内部留保がその分かさ上げされてしまっていることになります。内部留保が高いということ、数年前、世間で言われましたけど、内部留保というのは、お金を見ているのではなく、損益計算の結果を見ているのです。過去の処理が間違っていたから、内部留保がかさ上げされているというのが現状で、世間は内部留保を見ながら、社会福祉法人の財務状況を判断していますので、社会福祉法人が損益計算を適正におこなわないと世間から誤解を受けることになります。社会福祉法人にとって損益計算を正しくやっていくべきだというステージに今来ているというのが、会計の見地からすると大切なことだと思います。

それが、会計監査を受ける法人は、ほぼ強制的に損益計算に対する意識というのを変えていかなければいけなくなるのですが、会計監査が入らない法人は、まだまだ資金収支型のまま、損益計算の誤りについて見直さなくちゃいけないというきっかけがまずありません。だから、そういったきっかけを、監査を受けない法人にもどう伝えていくかというのがテーマだと思います。

これから監査を受けなくてはいけないサービス活動収益20億円以上の法人、10億円以上の法人に対して、どういった指導をしていくかという部分にも関わってくると思いますが、会計監査が入ったら、過去の損益計算の見直しをすることになるから、あらかじめ準備しておいたほうが良いというのが、支援の一つのテーマになると思います。

それに加えて、小規模で今後も会計監査が入らない規模の法人であっても、どう損益計算を正しくやっていく必要があるのか、損益計算の適正化について話をしていかなければいけないと思います。例えば、3年に1回の指導監査の中で指導していくとか考えられます。先ほど会計基準に準拠した会計処理がされているかといったものも調査結果に上げて欲しいと言いましたが、会計基準に準拠した会計処理という項目の中で、減価償却が正しく行われているかというのもガイドラインにはあります。引当金が計上されているかというのもガイドラインにありますから、こうした損益計算の適正性のあたりも重視して、支援の充実をしていただければと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

最初の質問にあったように、会計基準に準拠しているかという意味では、もちろん指導監査の場面で指導しているのですが、今、先生に教えていただいたような損益計算を適切にしないと、内部留保が多く見えてしまうということですので。

○馬場委員 そうなんです。

○渋谷指導調整課長 改正の発端が内部留保につきマスコミで取り上げられたことが一因になっていることもあり、会計処理を適切に行えば、正しい内部留保の額が整理できて、主張できるということを、分かりやすくご説明いただきましたので、これを法人にどうやって分かりやすくお伝えするか、そして、指導監査の現場で指導していくかということを、今年度力を入れて考えなければいけないことだと認識いたしました。

○馬場委員 法人は誤解されてしまっていると思います。

○平岡委員長 重要なお指摘をありがとうございました。

それから、この議題には、所轄庁ということで、都のほか、区市の取組のことも盛り込まれておりますが、区市のオブザーバーの方々からぜひ、それぞれご発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。どちらでも結構です。

○加賀谷世田谷区保健福祉部調整・指導課長 世田谷区でございます。

様々な資料で説明をいただきまして、ありがとうございます。ちょうど私どもは、昨年度の実施状況で申しますと、11法人を指導の対象として実施いたしまして、11法人のうち7法人で、文書指摘の対象になっています。私どもとしても軽微な指摘事項かと捉えておりますので、先ほどの資料を参考にしながら、今年度も実施していきたいと思っております。課題としますと、法人の規模は様々ございますけれども、御指摘のありました職員体制について、今後、体制強化、それから継続した充実というところが、なかなか厳しい法人もあるように感じております。いずれにしましても、東社協とか東京都の様々な支援がございますので、そちらをいただきながら、情報共有をしてやっていければと思います。

幸いに、区の社会福祉協議会が、区内に事務所を置く約40法人に声をかけさせていただいて、地域の活動協議会を立ち上げさせていただいて、先ほど、地域における公益的な取組が大事だというお話をいただきましたけれども、そこもお互い認識・共有しながら、東社協の支援もございますので、そこを利用しながら、既にやっているような、こちらの取組にございますけれども、そういったものを分かりやすく公表しながら、また、協議会の中で実施していければという動きもございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、久間オブザーバー、いかがでしょうか。

○久間八王子市福祉部指導監査課長 所轄法人55法人ございまして、そのうち昨年度指導監査を行いましたのが23法人、そのうち文書指摘がありましたのが22法人ということで、非常に多かったです。やはり制度が変わったところがなかなか反映されていなかったというのが結果でございまして、指摘項目も196ということで、各法人の平均で9の文書指摘になってしまったところなんです。その内訳を言いますと、運営関係が166項目、会計経理関係が19項目、その他11項目でございます。先ほど会計の話がございましたけれども、この19項目のうち経理規程に改正の内容が反映されていないとか、そういったものが多くございましたので、大きなものではございません。運営関係についても同じでございまして、評議会の招集の通知日が悪かったとか、内容が不適切であった、そういったものになってございます。

それと、「地域における公益的な取組」について、各法人が様々取り組むことも一つとして、法人のネットワークをつくって、地域全体を網羅していこうという取組が始まりまして、先日、川井委員にもお越しいただいて、会議を持ったところです。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかのご意見がございましたら、お願いいたします。

それでは、最初の議題に入る前のところの手続的なことで、副委員長の指名というのをさせていただいたのですが、武川委員を副委員長として指名させていただきました。お引き受けいただけるかどうか確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○武川副委員長 本日、遅くなりまして、申しわけございません。

○平岡委員長 御発言いただく機会がなかったので、もし最後に何かあったら、全体にかかわることで結構ですのでお願いします。

○武川副委員長 社会福祉法人について、ガバナンスというような観点から見てきたことがなかったので、いろいろ勉強させていただきながら、何かお役に立てることができれば行っていきたいと考えております。学ぶことが多いところです。よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全体を通して何か確認したい点とか、御発言できなかった点で、御発言いただけることがあればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平岡委員長 それでは、本日の議題については、全て終了ということにさせていただきたいと思います。貴重な御意見を多くいただきましたので、事務局におかれましては、今後の取組の検討の参考にしていただければと思います。

本日の会議は、これを持ちまして終了といたします。

事務局から連絡事項があるということですので、よろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。

まず、本日の会議について、冒頭、委員長からご発言いただいたように公開ですので、資料は委員の皆様、お持ち帰りいただければと存じます。

次に、議事録の取扱いについて御説明いたします。公開とした会議の議事録は、当局のホームページにて会議開催の1カ月以内に公開することとなっております。本日の議事録については、後日、事務局より各委員へ送付いたしました後、期限を区切らせていただいて、委員の皆様にご確認いただくこととなります。短い時間での御確認になろうかとは思いますが、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後 11時17分 閉会)